

# 手帳取得後の 主なサービスと支援

岡谷市 社会福祉課

令和 7 年 4 月現在

## 手帳取得後の主なサービス

社会福祉課

	手帳の種別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	サービス内容	等級は1級から7級まで (※手帳は6級まで)	等級はA1、A2、B1、B2がある (※県によっては異なる)	等級は1級から3級まである
在宅介護サービス  身障・知的・精神	総合支援法 障がい福祉サービス ・ホームヘルプ ・ショートステイ ・施設利用等	手帳所持者	手帳所持者	手帳所持者
	移動支援事業	手帳所持者	手帳所持者	手帳所持者
	タイムケア事業(一時預かり)		手帳所持者	
	訪問入浴サービス(移動入浴車)	重度在宅児・者		
	住宅改造費助成事業	1～3級(65歳未満) ※独居等は4～6級 ※前年所得税額8万円未満の世帯		
	補装具費の支給(交付・修理) P8	手帳に記載された障がいにかかる補装具の交付・修理の必要な方		
	日常生活用具の給付 P10	品目に応じて	重度等	最重度等
医療費	福祉医療費給付金(医療保険課) P4	1～3級 (4級以下常時介護を要する方) ※詳細は医療保険課へ	A1・A2・B1	1, 2級 ・65歳未満—通院のみ ・65歳以上—通院・入院
	自立支援医療 P6	更生医療・育成医療		通院分
税金	所得税、県・市民税 P20	特別障害者控除: 1・2級 障害者控除: 3～6級	特別障害者控除: 重度 障害者控除: 重度以外	特別障害者控除: 1級 障害者控除: 2・3級
	自動車税・自動車取得税 P21	障がい種別・程度に応じて	A1・A2	1級
交通機関の運賃割引	有料道路通行料の割引 P15	本人運転: 全ての手帳所持者 介護者運転: 第1種手帳所持者	介護者運転: A1・A2	
	鉄道、タクシー、バス、航空運賃の割引 P15		※各事業会社により異なる	
	福祉タクシー P12	1・2級、肢体不自由の手帳所持者 (特定疾病、特定疾患の方)	A1・A2・B1	1・2級
	シルキーバス・スワンバス P15		手帳の提示により半額	
その他の減免等	NHK受信料の減免 P17	①全額免除: 手帳所持者のいる市民税非課税世帯 ②半額免除: 世帯主(契約者)が視覚・聴覚、又は重度(1, 2級)の障がいがある場合	①全額免除: 手帳所持者のいる市民税非課税世帯 ②半額免除: 世帯主(契約者)が重度(A1)の障がいがある場合	①全額免除: 手帳所持者のいる市民税非課税世帯 ②半額免除: 世帯主(契約者)が重度(1級)の障がいがある場合
	諏訪湖ハイツ無料入浴券		手帳所持者	
	長野県民交通災害共済	1・2級(小学生以上)	手帳所持者(小学生以上)	1・2級(小学生以上)
年金・手当等	障害基礎年金等 P23		規定の診断(書)による	
	特別障害者手当 P25		最重度	
	障害児福祉手当 P25		最重度(20歳未満)	
	特別児童扶養手当 P28	1・2・3級、4級の一部 (20歳未満)	A、Bの一部 (20歳未満)	
	障害者扶養共済 P30		該当する障がいのある方を扶養している保護者	
	重度心身障害児童福祉年金	重度、準重度の障がい児童		
	家庭介護者慰労金	重度(3～65歳未満)の介護者 ※1年間に通算6ヶ月以上介護		

## 身体障害者手帳・療育手帳取得後の主なサービスについて

[各種サービスを受けるには申請が必要となります。]

1. 福祉医療費給付金—概ね身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1、A2、B1の方。  
(福祉医療費受給者資格取得申請書) **【医療保険課】** ··· P4
2. 補装具費(交付・修理)一事前に申請書、医師の意見書、見積書等が必要です。  
(車いす、下肢装具、補聴器等) 1割負担、負担が重くなり過ぎないように月の負担上限額があります。 ··· P8
3. 日常生活用具の給付—障がい等級等に応じて規定あり。  
(特殊寝台、入浴補助具、ストマ等) 事前に申請書、見積書等が必要です。  
1割負担。但し、市民税非課税世帯の方は負担なし。 ··· P10
4. NHK受信料の減免—視覚・聴覚障がい、肢体不自由2級以上の方で世帯主(契約者)である方が半額免除の対象となります。  
身体障がい者がいる世帯で低所得の世帯は全額免除。  
重度の知的障がい者がいる市民税非課税世帯は全額免除。 ··· P17
5. 税金の軽減—
  - ・所得税(確定申告、年末調整) **【税務署又は勤務先の給与担当】**
  - ・市県民税 **【市税務課】** 、
  - ・自動車税 **普通自動車【地方事務所税務課】** 、**軽自動車【市税務課】**等が障がい程度に応じて減免となります。 ··· P20  
※各担当部署へお問い合わせ下さい。
6. 有料道路通行料の割引(50%)—手帳と登録希望の個人所有の自動車車検証を持参ください。  
(手帳が2種の方は本人運転が条件となります。) ··· P15
7. 鉄道、バス、タクシー、航空運賃の割引—各事業会社により割引制度が異なりますので、各社にお問合せください。 ··· P15
8. 福祉タクシーの利用—
  - ・身体障害者手帳1、2級及び下肢・体幹の手帳所持者
  - ・療育手帳A1、A2、B1所持者
  - ・精神保健福祉手帳1、2級所持者
  - ・特定疾病療養受給者、特定医療費(指定難病)受給者等··· P12
9. 特別障害者手当等の受給 ··· P25

・特別障害者手当	在宅の方で身体障害者手帳1、2級程度の重度の重複障がい又は同程度以上の方、最重度の知的障がい者等が対象となります。
・障害児福祉手当	20歳未満の精神や身体に障がいのある児童を監護する父母等が対象となります。(障がい程度による認定)
・特別児童扶養手当	20歳未満の身体障害者手帳1～4級、療育手帳所持者、特別児童扶養手当支給対象者の該当児童を保護している方が対象となります。
・障害児童福祉年金	
10. 障害福祉サービスの利用(障害者総合支援法) ホームヘルプ・施設入所・ショートステイ等  
事前に障害支援区分認定を受けていただきます。  
利用者負担額は、原則1割負担です。(所得に応じた軽減あり)  
  11. 日中一時支援(タイムケア)事業(一時預かり)の利用—事前に利用登録が必要になります。
  12. 訪問入浴サービス車の利用—1割負担。但し、市民税非課税世帯の方は負担なし。
  13. 手話通訳者・要約筆記者の派遣—岡谷市社会福祉協議会にて利用ができます。

#### 1 4. 自動車改造費助成事業

身体障がい者自らが運転する自動車の改造のための経費を補助します。所得制限限度額を超えないこと等の要件があります。改造前に申請が必要です。

#### 1 5. 運転免許取得費助成事業

社会参加や就労など、身体障がい者自らが運転免許を取得するための経費を補助します。教習前に申請が必要です。

#### 1 6. 住宅改造費助成事業

身体障害者手帳1～3級（4～6級の独居の方）で、前年の所得税額が8万円以下の世帯に属することが要件になります。原則、1割の自己負担があります。改修前に申請が必要です。

※住宅改修については、固定資産税の減額が受けられることがあります。詳しくは、市税務課にお問い合わせください。

#### 1 7. 家庭介護者慰労金の支給

最重度の障がいのある方を同居で介護している方に慰労金を支給します。

#### 1 8. 諏訪湖ハイツ大浴場の無料入浴券

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に発行します。

#### 1 9. 長野県民交通災害共済掛金の無料

毎年4月1日現在で、小学生以上の身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方が対象。新たに該当の手帳を取得された方や該当の手帳をお持ちで転入手続きをされた方、毎年4月に小学生となる方につきましては、個別に通知します。

（毎年3月31日時点で加入申込みをします。）

#### 2 0. その他のサービス

N T Tの電話に関するサービス、携帯電話の割引サービス、郵便に関するサービス、駐車禁止規制の適用除外などのあらゆるサービスが想定されますが、内容や手続き等詳細は各関係会社、機関にお問い合わせください。

#### 2 1. 相談ができる機関

身体、知的、精神の3障がいのコーディネーターや生活支援ワーカー、就労支援ワーカー等が相談支援を行います。

○諏訪圏域障がい者総合支援センター（オアシス） TEL 54-7363 FAX54-7723

〒392-0024 諏訪市小和田 19-3(諏訪市総合福祉センター内)

○障がい者就業・生活支援センター（すわーくらいふ） TEL54-7013 FAX52-7585

〒392-0026 諏訪市大手1丁目-789-1

#### 2 2. 障害年金

病気やけが等によって一定の障がいがあると認められた方に、障害基礎年金等が支給されます。支給の要件や対象者の年齢等に制限もあります。詳しくは年金事務所または市民生活課にお問い合わせください。

※その他ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

岡谷市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉担当  
電 話 0266-23-4811 (内線 1255～1257)  
F A X 0266-22-8492

# 障害者手帳制度

## ●身体障害者手帳

内 容	身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するためには必要な手帳です。手帳は、障がいの程度によって、1級～6級までに区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方
手 続	交付申請書、指定医師による診断書・意見書、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を、社会福祉課に提出してください。 県知事による、審査、決定、交付があり次第申請された方にご通知します。

## ●療育手帳

内 容	知的障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、この手帳を見せることにより様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。長野県では障がいの程度によって、A1・A2・B1・B2に区分されます。
交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
手 続	写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を添えて、社会福祉課に提出してください。※申請時に判定の資料となる聴き取り調査をいたします。 県知事による、判定、交付があり次第申請された方にご連絡します。

## ●精神障害者保健福祉手帳

内 容	一定の精神障がいのある方が様々な福祉的支援策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、1級・2級・3級に区分されます。
交付対象	精神疾患有する方（知的障がい者を除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
手 続	医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し又は特別障害給付金受給者証の写し、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を添えて、社会福祉課に提出してください。 県知事による、判定、交付があり次第申請された方にご連絡します。

※上記の各手帳の手続きには個人番号の記載が必要になります。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当 電 話 23-4811（内線1252～1257） F A X 22-8492
--------	------------------------------------------------------------

# 岡谷市福祉医療費給付金制度 障がい者・ひとり親家庭等医療費助成 【自動給付方式】のご案内

自己負担した医療費（保険診療分）のうちの一部を市が負担し給付する制度です。  
対象者には、申請により福祉医療費受給者証が交付されます。

## 【給付方法と内容】



### <障がい者医療費助成>

- ◆特別児童扶養手当1・2級の人
- ◆身体障害者手帳1・2・3級および4級以下で常時介護を要する人
- ◆療育手帳A1・A2・B1の人
- ◆精神障害者保健福祉手帳1・2級の人（外来分のみの支給）
- ◆障害年金の受給者のうち

[65歳未満] 国民年金法施行令別表1級9・10・11号または2級15・16・17号（20歳前初診）の人  
[65歳以上] 国民年金法施行令別表1・2級程度の人

◎「子ども医療費助成」を受けている人で、「障がい者医療費助成」の要件に該当する場合  
18歳の年度末までは「子ども医療費助成」の対象です。

現物給付方式：水色の受給者証の提示により、1つの医療機関等につき1か月上限500円の受給者負担金を支払うことで医療を受けることができる制度

上記期間以降は、新たに「障がい者医療費助成」の受給資格取得の手続きが必要です。

自動給付方式：緑色の受給者証の提示により、自己負担額を支払い後、登録口座へ給付金を振込

### <ひとり親家庭等医療費助成>

- ◆母子・父子家庭で、18歳未満の子どもを扶養している親とその子ども
- ◆父母のいない18歳未満の子ども

◎「ひとり親家庭等医療費助成」を受けている人は、18歳の誕生月末日までは現物給付の受給者証（水色）を使用します。受給資格は高校などの在学証明書の提出により、20歳まで延長できます。18歳年度末までは現物給付の受給者証、以降は自動給付の受給者証（緑色）を使用します。

◎在学証明書の提出がない場合は、18歳の誕生月末日で資格喪失となります、「子ども医療費助成」の受給資格の手続きをすることで、18歳年度末まで現物給付の受給者証を使用できます。

## 【受給者証の使い方】◆受給者証は緑色です。

### ◆県内の医療機関等で受診した場合

窓口で保険証と受給者証を提示して会計をすれば、後日、登録口座へ給付金を振り込みます。給付申請の必要はありません。

### ◆県外の医療機関等、整骨・接骨・鍼灸院などで受診した場合

#### ※給付申請が必要

窓口で保険証を提示し、会計後の領収書（受診者氏名、保険診療であることがわかるもの）を医療保険課に持参し、給付申請をしてください。

福祉医療費を請求できる期間は、診療月の翌月から1年間です。

福祉医療費受給者証			
市町村番号	事業番号		
受給者番号			
受給者住所	長野県		
受給者氏名			
生年月日	年	月	日
有効期間	年	月	日から 年 月 日まで
摘要			
発行機関名及び印	長野県		
交付年月日	年	月	日

## 【給付金について】

医療機関等で支払った医療費のうち、保険診療分の自己負担額から以下を差し引いた額が福祉医療費として支給されます。

### ①受給者負担金

1つの医療機関等で1か月ごと500円：同じ医療機関等であっても外来・入院・歯科は別計算です。

### ②加入している健康保険の制度から給付される高額療養費・附加給付額

高額療養費・附加給付額などの給付により、福祉医療費の給付金額に相違がある場合はご連絡ください。

高額介護合算療養費などの給付を受けた場合、給付金の返納・給付額を相殺して支給する場合があります。

※**健康保険の適用外（自費診療分、選定療養費、文書料、入院時の個室使用料、健康診断、予防接種など）や、交通事故等第三者行為による診療は給付対象になりません。**

### 【給付金の支給日】

窓口で受給者証を提示した場合は、診療月（支払日）から約3か月後の15日（休日の場合は翌営業日）に登録口座へ振り込みます。振込額は通知しませんので、通帳を記帳して確認してください。

## 【受給者証の更新について】

資格が継続となる人には、更新した受給者証を毎年7月下旬までに郵送します。（精神障がい者を除く。）

◎**福祉医療費受給資格に該当する障害者手帳や年金証書などに有効期限や再認定時期が記載されている場合、福祉医療費受給資格の有効期限も同日までとなります。障害者手帳や年金証書の更新後、医療保険課にて福祉医療費受給資格の更新手続きをしてください。**

### 【更新・変更・再発行について】

次の場合には届出をお願いします。速やかに届けない場合は、給付が遅れことがあります。

内 容	必要なもの	
<b>受給資格を更新したい場合</b>	福祉医療費受給者証、健康保険証、通帳、障害者手帳など（障害年金受給者は年金証書など）	いずれの手続きにも、来庁者の身分確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・障害者手帳など）が必要です。
<b>健康保険証が変わった場合</b>	福祉医療費受給者証、新しい健康保険証	
<b>登録口座を変更したい場合</b>	福祉医療費受給者証、通帳	
<b>受給者証を紛失した場合</b>	身分確認ができるもの	

## 【受給者証の返却】

有効期間内に資格を喪失する場合があります。（障害者手帳などの等級変更及び資格喪失、ひとり親家庭等の人の婚姻、市外への転出、生活保護受給開始など。）

資格を喪失した場合は、喪失日から14日以内に届出をし、速やかに受給者証を返却してください。

資格喪失後に受診した分の福祉医療費については、後日返還していただく場合があります。

### 医療費の貸付について

医療費の支払いが困難な場合に、医療費を貸付する制度があります。福祉医療費の受給資格があり、市民税非課税世帯で市税に滞納のない人が対象です。詳しくはご相談ください。

## お問い合わせ先

◆岡谷市役所 医療保険課 医療担当 TEL 0266-23-4811 内線1174

## 自立支援医療 (自立支援給付)

指定を受けている医療機関で制度の対象となる医療を受けた場合に医療費の自己負担の一部が支給される制度です。

### ●自立支援医療

<b>更生医療</b>	該当する身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して医療費の一部を支給するものです。	18歳以上の身体障がい者	社会福祉課
<b>育成医療</b>		18歳未満の障がい児	社会福祉課
<b>精神通院医療</b>	精神科へ通院して精神医療を継続的に要する病状のある方に対し、その通院に係る医療費の一部を支給するものです。	通院して精神障がいに対する医療等を受ける方	社会福祉課に申請。決定、支払いは長野県が行います。

### ●上限月額等

所得等に応じて自己負担の上限額が決められています。

所得区分	更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続(※)	
一定所得以上	対象外	対象外	20,000円	市町村民税(所得割) 235,000円以上
中間所得	医療保険の高額療養費※精神通院の殆どは重度かつ継続	10,000円	10,000円	市町村民税(所得割) 33,000円以上 235,000円未満
中間所得1	5,000円	5,000円	5,000円	市町村民税(所得割) 33,000円未満
低所得2	5,000円	5,000円	5,000円	市町村民税特別課税(本人収入が800,001円以上)
低所得1	2,500円	2,500円	2,500円	市町村民税特別課税(本人収入が809,000円以下)
生活保護	0円	0円	0円	生活保護世帯

#### ※「重度かつ継続」の範囲

- ・人工透析等の継続的に相当額の医療費負担が発生する治療になります。

#### ※「重度かつ継続の一定所得以上」及び「育成医療の中間所得」(二重線箇所)について

- ・自立支援医療の経過的特例措置として、令和3年3月31日までとされていましたが、期間が令和9年3月31日まで延長されました。

### ● 申請方法

申請書の他、医師の意見書(診断書)、保険証などの添付書類等が事前に必要となりますので、社会福祉課にご相談ください。

## ● 受給方法

県で審査が行われ（育成医療は市で認定）、必要と認められた方には「自立支援医療受給者証」が交付されます。指定の医療機関等の窓口で受給者証等を提示して医療を受けてください。

受給者証には、有効期限がありますので、必ず期限前に更新の申請を行ってください。支給認定の有効期間の終了する日のおおむね3ヶ月前から行うことができます。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当 電 話 23-4811（内線1255～1257） FAX 22-8492
--------	----------------------------------------------------------

## 補装具費 (自立支援給付)

補装具とは、障がい者（児）の身体機能を補完又は代替し、長時間にわたり継続して使用されるものを言います。補装具の購入や修理の際は、事前に市に申請をして決定された後に、原則として費用全額を支払い、後から補装具費として9割相当以上が支給されます。ただし、業者にもありますが、従来どおり代理受領の方法（9割分は市が直接業者に払い込む）もできます。

また、自己負担額には、上限月額が設けられています。

### ●主な補装具の種類

- ◇視覚障がい…………視覚障害者安全つえ・眼鏡・義眼
- ◇聴覚障がい…………補聴器
- ◇肢体不自由…………義肢・装具・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・歩行器・頭部保持具・歩行補助つえ・座位保持椅子・起立保持具
- ◇その他の…………排便補助具・重度障害者用意思伝達装置

### ●利用者負担

原則として費用の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて上限月額などが決められています。

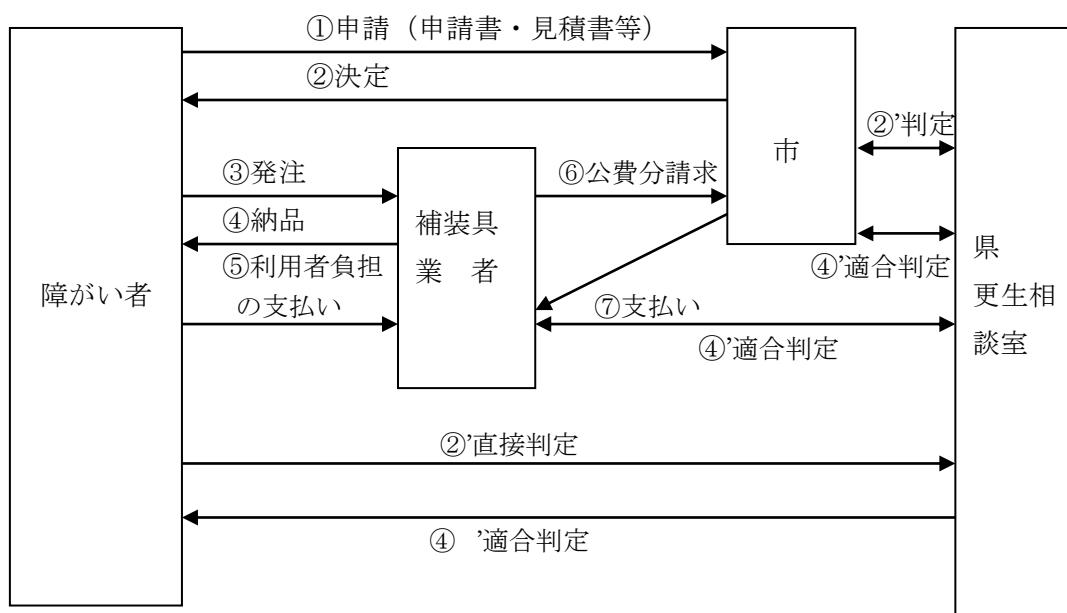
区分	対象となる方	上限額（月額）
生活保護	生活保護法の要保護者と同等の生活水準の世帯の方	負担なし
低所得	障がい者本人及び配偶者、または障がい児のいる世帯で、市町村民税が非課税である方	0円
一般	障がい者本人及び配偶者、または障がい児のいる世帯で、市民税が課税である方	37,200円
一定所得以上	障がい者本人及び配偶者のいる世帯で、市民税の所得割の税額を46万円以上納めている場合	支給対象外

## ●申請方法

補装具の種類によっては、申請書・見積書の他、更生相談所による直接判定や医師の意見書・処方箋などが必要になる場合がありますので、補装具が必要な場合は社会福祉課にご相談ください。

また、65歳以上の方（40歳以上64歳以下で特定疾病の方）は介護保険制度による給付等が優先されますのでケアマネージャー等にもご相談ください。

- ・給付制度の手順(代理受領のとき)



- ・障がい者が費用の全額を業者に払い、その領収を添えて、市に公費分を請求する方法もあります。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当 電話 23-4811（内線1255～1257） FAX 22-8492
--------	---------------------------------------------------------

## 日常生活用具の給付

### (地域生活支援事業)

重度障がい者（児）の日常生活上の便宜を図るための用具等の給付を行います。

#### ●用具等の種目

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、エアマット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、災害時識別ベスト、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信器、聴覚障害者用屋内信号装置、座位保持用いす、立位保持用机、移動介助用いす（屋内、屋外）、腰掛便器、洋式便器、排便補助器、簡易収尿器、頭部保持器、走行器、浴槽（移動用）、食器固定装置、特殊食器、介助用被服類、簡易訓練用器具類、簡易自助用具類
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器
情報・意思疎通支援用具	携帶用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器（標準型、携帯用）、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、ワンセグ放送受信機、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭（笛式、電動式）、埋込型人工鼻、人工内耳体外部装置、点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系、尿路系）、紙おむつ等、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

※用具等には、それぞれに支給の対象者、支給の限度額、耐用年数が決められています。

詳しくは、お問い合わせください。

## ●利用者負担

区分	利用者負担額	上限月額
生活保護法の要保護者と同等の生活水準の世帯の方、障がい者本人及び配偶者が市町村民税非課税の方、障がい児のいる市町村民税非課税世帯の方	0円	0円
障がい者本人及び配偶者が市町村民税課税の方、障がい児のいる市町村民税課税世帯の方	支給限度額の10%以内の額 又は見積額の10%以内の額	37,200円

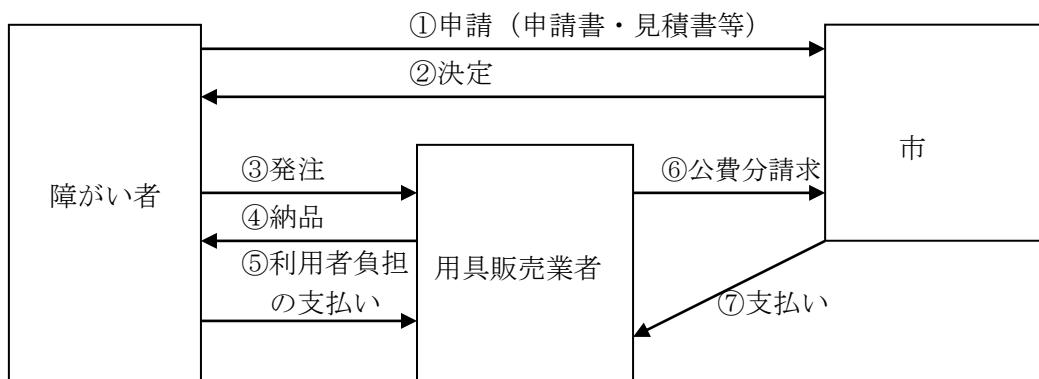
※ 点字図書については、一般図書の全額が利用者負担額となります。

## ●申請方法

用具の種類によっては、申請書・見積書の他、医師の意見書などが必要になる場合がありますので、用具が必要な場合は、必ず事前に社会福祉課にご相談ください。

また、65歳以上の方（40歳以上64歳以下で特定疾病の方）は介護保険制度による給付等が優先されますのでケアマネージャー等にもご相談ください。

- ・給付制度の手順(代理受領のとき)



- ・障がい者が費用の全額を業者に払い、その領収を添えて、市に公費分を請求する方法もあります。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当 電話 23-4811（内線1255～1257） FAX 22-8492
--------	---------------------------------------------------------



# 岡谷市福祉タクシー

1回 300円

福祉タクシーとは…

高齢者や障がい者の外出を助けるためのタクシーです。一般的なタクシーとは違いご利用には、いくつかの条件がありますので、ご理解のほどお願いします。

- ・岡谷市内を運行。市外に行くことはできません。
- ・出発地から目的地までが1回の運行。途中、他の場所に寄ることはできない決まりです。
- ・行きと帰りに利用したいときは、2回分の予約をしてください。
- ・運行台数が限られています。予約が集中すると、希望の時間に利用できないことがあります。

## 利用方法

①

### 利用券の購入

- ・利用券は1枚3,000円。10回利用できます。
- ・購入した利用券を使えるのは、本人のみです。
- ・購入するときは、年齢のわかる身分証明書や身体障害者手帳など、資格がわかるものをお持ちください。
- ・利用券の払い戻しは、購入した日から3年以内です。**  
(\*令和5年4月1日以降、購入した券に限る。)

購入場所

岡谷市役所社会福祉課・湊支所・川岸支所・長地支所

平日 AM 8:30 ~ PM 5:15

※土・日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです。

岡谷市役所宿直室(1階)

※2回目以降の購入で既にお使いの利用券を持参された方のみ

土・日・祝日 AM 8:30 ~ PM 5:15

※年末年始(12/29~1/3)はお休みです。

利用券の購入



ありがとうございます。  
1枚、3,000円です。



予約の電話



○○といいます。  
住所は幸町8-1です。  
明日10時に自宅から  
××病院へお願いします。

予約の受付



○○さんですね。  
明日10時に受付しました。  
自宅で待っていてください。

お時間が決まつていれば  
帰りも予約できますよ。

福祉タクシーがお迎えに行きます



利用券を  
確認します。

目的地へ



②

### 電話で予約

にこにこ ふくせい  
**0266-22-2941**

(聴覚障害の方は ファックス 58-1196)

- 運行時間 月～土曜日 AM7:30～PM6:30  
日曜・祝日 AM9:00～PM6:30
- 予約受付 前日または当日AM7:30～PM6:00

- ・オペレーターに「名前・住所・電話番号・日時・出発地・目的地」を伝えてください。
- ・予約は運行開始から30分ごとの便となります。
- ・午前中は大変混み合います。つながらないときは時間をおいておかけ直しください。

③

### 福祉タクシーの利用

- ・利用券を運転手に提示してください。

お問合せは…

岡谷市役所 社会福祉課 0266-23-4811 (内線1251・1222)

## ○福祉タクシーを利用できる方

- ・岡谷市に住所があり、次のいずれかに該当する方。

- ①満80歳以上の方
- ②要介護『3・4・5』に該当する方
- ③身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた『1・2級』に該当する方
- ④身体障害者福祉法施行規則に基づく身体障害者障害程度等級表の『下肢3～7級』又は『体幹3級若しくは5級』に該当する方
- ⑤療育手帳交付要綱に基づく療育手帳の交付を受けた『A1・A2・B1』に該当する方
- ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく『1・2級』の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、又は精神障害を支給事由とする年金給付『1・2級』を現に受けている方
- ⑦特定疾病療養受療証の交付を受けた方又は、特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた方

※上記条件以外でも事情によって利用できる場合があります。社会福祉課までご相談ください。

- ・購入時には、①の方は身分証明書など年齢が確認できるものをお持ちください。
- ・①以外の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、特定医療費(指定難病)受給者証など、資格を確認できるものをご持参ください。

## ○利用券

- ・利用券は身分証明書を兼ねており、本人のみ使用できます。
- ・利用券を他の人へ譲ることや、他の人の利用券を使用することはできません。

## ○運行台数

- ・運行台数は、日時によって変わります。
- ・平日は、最大11台が運行しますが、土曜日・日曜日・祝日は少なくなります。
- ・平日の午前中は、医療機関への利用者多く、予約が集中するため、希望する時間に利用できない場合がありますのでご了承ください。

## ○介助者の同乗

- ・タクシーの乗り降りが困難な方は、原則1名の介助者が同乗できます。この場合、介助者の利用券は不要です。
- ・予約するときにオペレーターへ、また、乗車するときには運転手へ、介助者が同乗することをお伝えください。

## ○乗合い

- ・福祉タクシーは最高4人まで、乗合いをすることができます。ただし、目的地に向かって同じ路線上で乗車できる方に限ります。
- ・予約のときに乗合いのご案内をさせていただく場合がございます。可能な限りで結構ですのでぜひご協力ください。
- ・乗合いの予約は、目的地から一番遠い方が代表となり、予約をしてください。
- ・乗合いは、乗車する方それぞれが1回の利用となります。各自利用券を運転手に提示し、確認を受けてください。

## ○利用券の払戻し【払戻し期限は、購入した日から、3年以内】

- ・利用券が不要になった場合などは、必要と認められた場合に限り、払戻しができます。
- ・払戻しは、口座振込での返金となります。
- ・払戻しを希望する方は、社会福祉課へお問合せください。

## ●運転免許証を自主返納された、満80歳以上の方に「福祉タクシー」の利用券を1枚交付します。（利用券の交付は1人1回のみです。）

\*令和4年4月1日以降、自主返納した方が対象になります。

\*詳しくは 社会福祉課までお問い合わせください。《0266-23-4811 内線1251・1222》

# 寝台車利用補助金

寝たきりの高齢者や重度の障がい者等の施設入退所や病院の入退院等を目的とした寝台車の利用料の一部を補助します。

## ●対象者

岡谷市内に住所を有し、一般車両を利用できない寝たきりの高齢者、重度の障がい者及び難病患者等で次のいずれかに該当する場合

- ①座位保持困難者で、かつ、市民税非課税世帯の方が寝台車を利用した場合
- ②透析治療を受けている市民税非課税世帯の方が、1ヶ月に8回以上寝台車を利用し、利用料が3万円を超える場合

## ●補助金の額

- ①寝台車の利用1回あたり4,000円まで（下回る場合はその額）  
（1回の利用とは、乗車してから目的地で降車するまでとします。）
- ②1ヶ月の利用料の2分の1で3万円を限度

## ●補助金の額

- ①、②とも年間12回以内

## ●申請方法

寝台車の利用後に利用者の領収証（費用の明細）と本人の金融機関等の口座のわかるもの、印鑑を持参のうえ、社会福祉課に申請してください。

なお、領収証には、利用者の氏名の記入があるか必ず確認してください。

申請する年度の利用分のみ補助金の交付対象となるため、1月から3月に利用した場合は早めに申請してください。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当 電 話 23-4811（内線1255～1257） FAX 22-8492
--------	----------------------------------------------------------

## 運賃の減免等

### ●運賃等の割引

※運行会社、都道府県等によって、扱い等が異なる場合がありますので、事前に運行会社等に確認していただくことをお奨めします。

#### 【鉄道運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

JR利用の場合、(単独利用の場合、片道の営業距離が100Kmを超える区間)の普通運賃等が50%の割引となります。乗車券の種類(普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、急行券)など手帳の第1種(A)、第2種(B)、入所施設の区分等により、介護者の取り扱い等が異なりますので、詳しくは駅窓口にお問い合わせください。

その他の民間鉄道会社等を利用する場合は、各駅の窓口でお問い合わせください。

手続きは基本的に駅窓口で手帳を呈示してください。

#### 【バス運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

バス会社により異なることがあります、手帳を乗車券販売窓口又は運転手に呈示することにより、普通乗車券が50%割引となります。

#### 【シルキーバス、スワンバスの割引】 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

手帳を乗車券販売窓口又は運転手に呈示することにより、普通乗車券が50%割引となります。

#### 【タクシー運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者)

県タクシー協会の加盟状況等により異なることがあります、運賃が10%割引になります。迎車料金等は対象外です。乗車の際に手帳を運転手に呈示してください。

#### 【航空旅客運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

航空会社が国内路線ごとに設定する割引です。障がいの程度等により、本人、介護者などの割引適用が異なりますので、手続きの方法等含め詳しくは航空会社の窓口にお問い合わせください。

#### 【有料道路通行料金等の割引】 (身体障がい者、知的障がい者)

適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
利用できる方	すべての身体障がい者	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者
自動車の範囲	原則、身体障がい者本人又は所定の親族が所有する乗用自動車等(営業用を除く)	原則、障がい者本人、所定の親族又は介護者が所有する乗用自動車等(原則、営業用を除く)

※これまで1人につき、事前登録された自動車1台のみが対象でしたが、令和5年3月27日から一定の要件を満たせば、事前登録されていない自動車でも割引の対象となる場合があります。(例 自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度障害者の方がタクシーを利用する場合など)

割引率 50%以内

手続き 社会福祉課において、手帳の所定欄に自動車登録番号等の記載証明を受けてください。

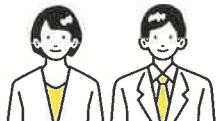
料金所において、手帳の証明欄を呈示してください。（必ず本人の同乗が必要です）

ETCによる割引は、別途所定の手続きが必要となります。

割引の有効期間は登録手続きから2回目の誕生日までです。期限の2ヶ月前から更新の手続きが可能です。

※これまで対面での申請のみでしたが、これに加え令和5年3月27日からオンライン申請でも手続きできます。オンライン申請は自動車を事前登録したうえで、ETCを利用される方のみが対象です。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当 電話 23-4811（内線1255~1257） FAX 22-8492
--------	---------------------------------------------------------



# NHK放送受信料の免除基準内容

NHK放送受信料の免除基準は次のとおりです。

免除の適用を受ける場合は、免除申請手続きが必要です。

	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に規定する扶助を受けている場合</li> <li>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合</li> <li>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合</li> </ul>
	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	社会福祉施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

令和2年5月8日施行

# 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

## ■ 信州パーキング・パーミット制度とは

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただけたため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「**利用証**」を県が交付する制度です。

## ■ 利用証の種類と利用できる駐車場

### 利用証

#### ▼車いす使用者



### 車いす使用者優先駐車区画

（既存の車いすマークの駐車区画）



利用証は、申請者の状況に応じて、車いす使用者用の利用証または車いす使用者以外の利用証のいずれかを交付します。

利用証は、この制度に賛同する協力施設の、専用の案内表示のある駐車区画で利用できます。

車いす使用者が優先利用できる幅広の駐車区画に加え歩行困難な方等のために施設出入口付近の通常幅の駐車区画を確保し、交付する利用証の種類に応じた駐車区画をご利用ください。

県内協力施設の一覧は、長野県ホームページでご確認ください。

### 利用証

#### ▼車いす使用者以外



### 障がい者等優先駐車区画

（既存の出入口付近の通常区画）

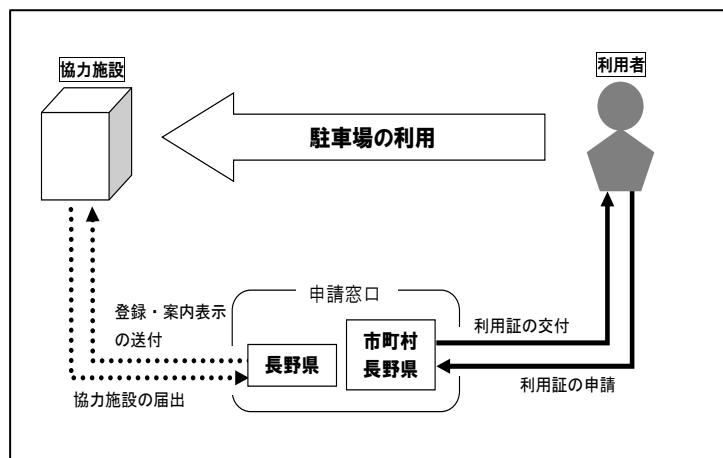


## ■ 利用証交付申請の受付窓口

利用証の交付申請は、県庁及び県保健福祉事務所のほか、市町村窓口でも受け付けます。

窓口で申請をおこなう場合は、原則、利用証を即時交付します。（申請内容の確認に時間を要する場合は、後日交付する場合もあります。）

市町村受付窓口は、長野県ホームページでご確認ください。



障がい者等用駐車場は、様々な事情により歩行が困難な方がいつでも駐車できるためのスペースです。歩行困難な方も利用しやすい駐車場にすることで、誰もが気持ちよく外出できる、福祉のまちづくりを推進しましょう。

（利用証の申請方法等は裏面をご覧ください。）

## 申請方法

- 窓口での申請（利用証は、原則、即時交付します。）

申請受付窓口：市町村（お住いの市町村窓口に申請してください。住所地以外の窓口では受付できません。）

県内 10 力所の保健福祉事務所

※申請窓口は長野県ホームページでご確認ください。

持参するもの：身体障害者手帳等の障がい等の状況がわかる書類（必要な書類は、交付申請書の裏面に詳しく記載しています。）

代理人の申請：代理人が申請する場合は、本人確認のため、身分証を持参してください。

- 郵送による申請（利用証の発送は、申請書ご提出後、1～2週間程度かかる場合があります。）

申請書の郵送先：県庁地域福祉課（下記）へ郵送してください。

- 郵送する書類等：
- ① 交付申請書（長野県ホームページからダウンロードしてください。）
  - ② 障がい等の状況がわかる書類の写し（必要な書類は、交付申請書の裏面に詳しく記載しています。）
  - ③ 返信用の180円切手（利用証を郵送するための返信用切手を同封してください。）

## 利用証の交付対象者・有効期間

区分		交付基準	有効期間
1 身体障がい者	視覚障がい	4級以上の者	発行の日から5年以内
	聴覚障がい	3級以上の者	
	ろうあ	3級以上の者	
	平衡機能障がい	5級以上の者	
	肢体不自由	上肢	
		下肢	
		体幹	
		脳原性	上肢機能
		移動機能	
	心臓機能障がい	2級以上の者	
	腎臓機能障がい	6級以上の者	
	呼吸器機能障がい	5級以上の者	
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい	2級以上の者	
	小腸機能障がい	6級以上の者	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上の者	
	肝臓機能障がい	4級以上の者	
2	知的障がい者	療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の者	
3	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳が1級の者	
4	発達障がい者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者	
5	難病患者	特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	
6	高齢者	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者	発行の日から2年以内
7	妊娠婦	母子健康手帳を取得した者 産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る	母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後2年の間
8	その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	医師の診断書による必要期間以内（最長で発行の日から1年以内）

## お問合せ・郵送による申請先

長野県健康福祉部地域福祉課 地域支援係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-232-0053 / FAX 026-235-7172

「信州パーキング・パーミット制度」で検索

信州パーキング・パーミット制度

検索



## 税金関係の減免等

### ●国税に関する控除等

(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

#### 【所得税の障がい者の所得控除】

障がいの程度により税額の計算の基礎となる所得から、一定額が控除されます。

申請窓口 税務署（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）

#### 【利子等の非課税】

少額預金、少額公債について、元本350万円を限度として利子等が非課税となります。

申請窓口 金融機関、証券会社等

#### 【相続税に関する障害者控除】

相続人が障がい者である場合、相続税額から障がいの程度により一定額が控除されます。

申請窓口 税務署

#### 【贈与税の非課税】

特別障がい者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち、一定額までは、贈与税の課税価格に算定されません。

申請窓口 信託銀行等

#### 【消費税の非課税】

身体障がい者が使用するための次の物品等の譲渡、貸付等が非課税となります。

補装具 義肢、装具、補聴器、車いす等

その他の物品 視覚障害者用拡大図書器、特殊寝台、体位変換機等

改造自動車 身体障がい者が運転できるよう補助手段が講じられているもの  
車いすを搬送できるよう昇降装置を装備し、車いすを固定する  
ための手段を施してあるもの

申請窓口 税務署

### ●地方税に関する控除等

(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

#### 【県民税、市民税の障がい者の所得控除】

障がいの程度により税額の計算の基礎となる所得から、一定額が控除されます。

申請窓口 税務課（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）

## (2) 自動車税（環境性能割及び種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免

身 知 精

### <減免の条件等>

下表の障がいの区分、所有者ごとの使用要件及び別表の障がい等級に該当する場合、自動車税（環境性能割及び種別割）及び軽自動車税（環境性能割）が減免されます。

障がいの区分	所有者	運転者	使用要件
18歳以上の身体障がい者	本人	本人	身体障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
18歳未満の身体障がい者	本人又は同一生計者	同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
知的障がい者	本人又は同一生計者	本人	知的障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
精神障がい者	本人又は同一生計者	本人	精神障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの

### <減免内容・申請期限等>

減免台数	減免台数は、本人又は同一生計者（18歳以上の身体障がい者は本人のみ。）が所有する自家用の自動車のうち1台に限ります。	
減免税額	自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）	250万円に税率を乗じて得た額（税率3%の場合は75,000円）まで
	自動車税（種別割）	45,000円（重課の場合51,700円）まで
減免申請の期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日現在で自動車を既に所有している者は、4月1日から納期限まで</li> <li>・年度の途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障がい程度の変更による再交付を受けた場合等は、手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内</li> <li>・新たに自動車を取得した場合は、自動車を登録した日から30日以内（登録時に申請することもできます。）</li> </ul>	
窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税事務所</li> <li>・自動車の新規登録と同時に申請する場合は自動車税分室（長野・松本）</li> </ul>	

※ 1 上記は制度の概略ですので、詳しくは最寄りの県税事務所又は県庁税務課へお問い合わせください。

2 軽自動車税（種別割）の減免制度は、市町村により異なるため、市町村税務担当課までお問い合わせください。

3 4月1日以降、名義変更（移転登録）により自動車を所有された方の自動車税（種別割）は、翌年度から減免対象となります。

(別表) 運転者の区分ごとの障がいの程度

項目	障がいの程度							
	運転者が本人の場合				運転者が本人以外の場合 (同一生計者又は日常的介護者)			
身体障がい	視覚障がい	1級	2級	3級	4級	1級	2級	3級
	聴覚障がい	2級	3級			2級	3級	
	平衡機能障がい	3級				3級		
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)				—		
	上肢不自由	1級	2級			1級	2級	
	下肢不自由	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級
	体幹不自由	1級	2級	3級	5級	1級	2級	3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢 移動	1級 2級	3級 4級	5級 6級	1級 2級	3級 4級	1級 2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい	1級	3級			1級	3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級	2級	3級		1級	2級	3級
	肝臓機能障がい	1級	2級	3級		1級	2級	3級
知的障がい		総合判定A				総合判定A		
精神障がい		1級				1級		

※ 1 障がいのある方ご本人が運転される場合、障がいの内容、等級によっては、実際に運転の確認をする場合があります。

2 運転免許条件に自動車の改造条件がある場合は、自動車の改造内容を確認します。

#### <自動車買替時の減免（既に減免されている方）>

新たに取得した自動車の取得形態	既減免車の処分状況 (注1)	減免の対象となる自動車		申請期限	申請窓口
		自動車税 (種別割)	自動車税 (環境性能割)		
新車を取得 (新車新規登録)	抹消登録	減免	減免	・自動車の登録から30日以内	・住所地を管轄する県税事務所
	移転登録	翌年度から	減免		
中古車を取得 (中古新規登録)	自動車税 (環境性能割)がかかる場合	抹消登録	減免	・既減免車の抹消登録か新たな減免車の登録のいずれか遅い日から30日以内	・自動車税分室 (注2)
	自動車税 (環境性能割)がかからない場合	移転登録	翌年度から	・既減免車の抹消登録か新たな減免車の登録のいずれか遅い日から30日以内	・自動車税分室 (注2)
中古車を取得 (移転登録)	自動車税 (環境性能割)がかかる場合	抹消登録	翌年度から	・翌年度の納期限まで	・住所地を管轄する県税事務所
	自動車税 (環境性能割)がかかる場合	移転登録	翌年度から	・自動車の登録から30日以内	・住所地を管轄する県税事務所 ・自動車税分室 (注2)
	自動車税 (環境性能割)がかからない場合	抹消登録	翌年度から	・翌年度の納期限まで	・住所地を管轄する県税事務所
	自動車税 (環境性能割)がかからない場合	移転登録	翌年度から	・翌年度の納期限まで	・住所地を管轄する県税事務所

(注1) 既減免車の処分は、新たに取得した自動車の登録日以前又は登録から1ヶ月以内となります。

(注2) 自動車税分室で減免申請する場合は、新たに取得した自動車の登録までに既減免車が移転又は処分されている必要があります。

## 障害基礎年金等

障害基礎年金等は、病気やケガなどによって日常生活や就労が困難になるなど一定の障がいがあると認められた方に支給されます。

### [障害基礎年金]

#### ●対象者（次の①から③のすべてに該当する方）

- ①原則として国民年金に加入している間に初診日のある病気・けが等で障がいの状態になったこと。ただし、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいれば、加入をやめた後の病気・けが等によるものでも受けられます。
- ②障がい認定日に国民年金法に規定された1級または2級に該当する障がい程度であること。
- ③一定の保険料納付要件を満たしていること。

※支給制限…初診日が20歳以前の場合、保険料を納めていなくても対象になります。

ただし、この場合は本人の所得制限があります。

#### ●支給される年金額

- ◇1級障害基礎年金…1,039,625円※
- ◇2級障害基礎年金…831,700円※

※年金額は物価スライド制により変更されます。

- ・障害基礎年金を受けている人に、生計を維持されている子（18歳に到達した年度末までの子か20歳未満の障がいのある子）がいる場合は加算があります。

#### ●請求方法

- ・障害基礎年金裁定請求書、診断書、病歴・就労状況等申立書ほか必要書類を添えて、市民生活課年金・市民サービス担当へ提出してください。
- ・受給資格の審査、認定および給付は日本年金機構で行います。

### [障害厚生（共済）年金]

#### ●対象者等

厚生年金や共済年金の加入中に初診日のある障がいの場合には、障害厚生（共済）年金の受給資格が生じます。1級から3級まであり、1級と2級の障害厚生年金を受けられるときは、障害基礎年金もあわせて支給されます。

詳しくは岡谷年金事務所（電話23-3661）へお問い合わせください。（※共済年金の場合はそれぞれの共済組合事務局へ）

## [特別障害給付金]

国民年金制度の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ福祉的措置として創設された給付金制度です。

### ●対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方で、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限ります。

### ●支給される給付金額

◇障害基礎年金1級に該当する方…月額56,850円※

◇障害基礎年金2級に該当する方…月額45,480円※

※年金額は物価スライド制により変更されます。

- ・ご本人の所得によっては、支給額が全額または半額に制限される場合があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償を受給されている方は、その受給額相当は支給されません。

### ●請求方法

- ・原則として65歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。
- ・特別障害給付金請求書、診断書、病歴・就労状況等申立書ほか必要書類を添えて、市民環境課年金・市民サービス担当へ提出してください。
- ・受給資格の審査、認定および給付は日本年金機構で行います。

問い合わせ先	岡谷年金事務所
	電話 23-3661
	FAX 22-4811
	市民生活課 年金・市民サービス担当
	電話 23-4811（内線1158）
	FAX 23-4817

# 障害児福祉手当・特別障害者手当

在宅での生活を支援するため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児・重度障がい者の皆さんに、その負担の軽減を図ることを目的として、障害児福祉手当・特別障害者手当が支給されます

## 1 手当を受けることができる方

### 《障害児福祉手当》

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満であって別表に定める程度の障がいを有する人）です。

次のような場合は、手当は支給されません

- 障がい児が ①障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき
- ②障がい児入所施設などの施設に入所しているとき

### 《特別障害者手当》

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20歳以上であって別表に定める程度の障がいを重複して有する人 等）です。

次のような場合は、手当は支給されません

- 障がい者が ①障がい者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所しているとき
- ②病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき

別表 該当となる障がいの程度

区分	障害児福祉手当	特別障害者手当
視覚	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの 等	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの 等
聴覚	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
下肢	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を1/2以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
その他	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
精神	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
重複障がい	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの	

\* 特別障害者手当については原則として、各障がい区分の重複しているものとする。

## 2 手当を受ける手続き

手当を受けるには、住所地の市町村の障がい福祉担当窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。福祉事務所長の認定を受けることにより支給されます。

- ① 受給資格者（障がい児・者の方）の戸籍謄本又は抄本
- ② 所定の診断書（市町村受付日の原則3か月以内のもの）
- ③ 所得状況届
- ④ 本人、配偶者、扶養義務者の個人番号（マイナンバー）のわかるもの（提示のみ）
- ⑤ その他必要書類

## 3 手当の支払及び手当額

手当は福祉事務所長の認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から支給され、2月、5月、8月、11月の年4回、支払月の前月までの分（3ヶ月分）が請求時に指定した口座（受給者本人名義）へ支払われます。

\* 過去に物価が下落した際に、年金と同様に平成12～14年度の手当額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも1.7%高くなっている水準（特例水準）を解消するため、以下のとおり手当額が改定されます。

《手当額 月額》

	R7.4～
障害児福祉手当	16,100円
特別障害者手当	29,590円

## 4 支給制限

受給資格者又はその配偶者若しくは受給資格者の生計を維持している扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は手当の支給が停止されます。

所得制限限度額表（控除後の額）

扶養親族等の数	本人所得額（注1）	配偶者・扶養義務者所得額（注2）
0人	3,604,000円未満	6,287,000円未満
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

（注1）本人所得額には、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は、1人につき上記金額に100,000円、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、1人につき250,000円が加算されます。

（注2）配偶者・扶養義務者所得額には、扶養親族等の数が2人以上で扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円が加算されます。

「所得額」二年間収入金額－必要経費（給与所得控除額等）－10万円※－諸控除（◆下表参照）

※10万円の控除は、給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合に限る

住民税の課税に際して以下のような控除が行われた場合には、所得額から一定額が控除されます。

◆「諸控除」の種類及び額

- ・勤労学生控除 270,000 円      • 雜損、医療費、小規模企業共済等掛金 当該控除額
- ・配偶者特別控除等 当該控除額（最高 33 万円）
- ・社会保険料控除（受給資格者本人） 当該控除額
- ・社会保険料相当額（配偶者及び扶養義務者） 80,000 円
- ・寡婦控除 270,000 円      • ひとり親控除 350,000 円
- ・障害者控除（※） 270,000 円      • 特別障害者控除（※） 400,000 円 等

（※）障害者・特別障害者控除について、受給資格者本人の所得から控除できるのは、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者又は特別障害者である場合に限ります。

## 5 手当を受けている方の届け出

手当を受給している方は、次のような場合には、届出をしていただくことになっています。それぞれの書類を忘れずに市役所又は町村役場に届け出してください。

◇受給資格がなくなった時……受給資格喪失届を提出していただきます。

次のような場合は受給資格がなくなります。該当する場合は届け出してください。

《障害児福祉手当を受給している方》

- ① 障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ② 障がい児入所施設などの施設に入所したとき
- ③ 20歳に達したとき

《特別障害者手当を受給している方》

- ① 障がい者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所したとき
- ② 病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院したとき

《経過措置による福祉手当を受給している方》

- ① 障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ② 養護老人ホームや特別養護老人ホームなどの施設に入所したとき

◇受給者が死亡した時……死亡届を戸籍法の届出義務者に提出していただきます。（14日以内）

◇氏名や住所を変更する時……変更届を提出していただきます。（14日以内）

◇現況の届出……手当を受給されている方は毎年提出していただきます。

毎年8月12日から9月11日までの間に前年の所得状況の確認のため所得状況届（現況届）を提出していただきます。福祉事務所から通知が来たら忘れずに提出してください。

受給資格がないのに届出をしないまま手当を受給し、後日資格喪失の事実が判明した場合は遡って手当を返還していただくことになります。返還金が生じないようご注意ください。

# 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある満 20 歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当が支給されます

## 1 手当を受けることができる方

精神や身体に別表に該当する程度の障がいのある児童を監護する父もしくは母（所得の多い方）、又は、父母にかわって児童を養育している人です。

**次のような場合は、手当は支給されません**

- 児童が
- ①日本国内に住所がないとき
  - ②障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき
  - ③児童福祉施設に入所しているとき
  - 父、母又は養育者が日本国内に住所がないとき

**別表 児童の障がい等級表**

1 級	2 級
1 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの □ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの □ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの	3 平衡機能に著しい障がいを有するもの
4 両上肢のすべての指を欠くもの	4 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの	5 音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの
6 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7 両下肢を足関節以上で欠くもの	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの
8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの	8 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9 一上肢のすべての指を欠くもの
10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 2 手当を受ける手続き

手当を受けるには、次の書類を添えて請求の手続きを行い、県知事の認定を受けることが必要です。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）
- ② 所定の診断書（療育手帳がA判定の場合又は身体障害者手帳の1～3級が交付されている場合はその写しにより診断書を省略できる場合があります）
- ③ その他必要書類

※①の戸籍謄本は、「公用」で交付を受けることができる場合があります。

## 3 手当の支払及び手当額

手当は県知事の認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月の11日ただし、12月期は11月11日）の3回、支払月の前月までの分が請求時に指定した口座（受給者本人名義）へ支払われます。

《手当額》 (R7. 4月～)	1級該当児童1人につき	月額56,800円
	2級該当児童1人につき	月額37,830円

## 4 支給制限

手当を受けている人やその配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は手当の支給が停止されます。

《所得制限限度額表》

扶養親族の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	7,388,000円

（注）所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は、1人につき上記金額に100,000円（ただし、配偶者及び扶養義務者の場合は60,000円）、特定扶養親族・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、1人につき250,000円が加算されます。

### 所得額（控除後の所得額）の計算方法

年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－80,000円－100,000円※－諸控除

※10万円の控除は、給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合に限る

諸控除の種類及び額	1 障害者・勤労学生控除	270,000円
	2 寡婦控除	270,000円
	3 ひとり親控除	350,000円
	4 特別障害者控除	400,000円
	5 雑損、医療費、配偶者特別控除等	当該控除額

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電話 23-4811（内線1255～1257）
	FAX 22-8492

# 心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を払い込み、保護者が死亡した場合、又は著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた障がい者に年金を支給するものです。障がいのある方1人につき2口まで加入できます。加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。掛け金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

## [加入対象者]

### 1. 保護者の要件

障がいのある方（次の「障がいのある方の範囲」）を扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次の全ての要件を満たしている方。

- (1) 県内に住所があること。
- (2) 加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
- (3) 特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。
- (4) 障がいのある方1人に対し加入できる保護者は1人であること。

### 2. 障がいのある方の範囲

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自立することが困難であると認められる方。

- (1) 知的障がい者
- (2) 身体障がい者（1級～3級）
- (3) 精神又は身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が（1）又は（2）の者と同程度と認められる方

## [掛け金]

掛け金月額は、加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢に応じて決まります。

（1口月額9,300円～23,300円）※制度の見直しにより掛け金が改定されることもあります。

加入者が65歳以上かつ20年以上加入した時はその後の掛け金が免除されます。また、掛け金の納付が困難な方には掛け金の減免を行っています。

## [年金等の給付]

- (1) 加入者が死亡した場合、又は著しい障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた障がい者に月額1口20,000円の年金を支給します。(月額2口まで)
- (2) 加入期間が1年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じて1口50,000円～250,000円の弔慰金(一時金)を支給します。
- (3) 5年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて1口75,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。

## [給付期間]

保護者の死亡月又は重度障がいとなった月から障がい者の死亡月までです。

## [申請に必要な物]

- ①印鑑
- ②加入者及び対象者の住民票
- ③障がいのある方の障がいの種類及び程度を証明する書類  
(障がい者手帳及び年金証書等)
- ④その他必要な書類

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当 電話 23-4811 (内線1255～1257) FAX 22-8492
--------	----------------------------------------------------------

## 相談支援窓口

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい保健福祉サービスの相談支援を行います。

### ●相談・情報提供窓口

窓口	内容	連絡先
市社会福祉課 (市役所2階 8番窓口)	障がい者の生活に関する相談や、福祉制度の案内、情報提供を行います。	電話 23-4811 (内)1255~1257 FAX 22-8492 E-mail fukusi@city.okaya.lg.jp
市医療保険課 (市役所1階 3番窓口)	障がい者の福祉医療の手続き等を行います。	電話 23-4811 (内)1174 FAX 23-5666 E-mail iryohoken@city.okaya.lg.jp
市健康推進課 (市役所1階 1番窓口)	心身の健康の保持増進に関する相談を行います。	電話 23-4811 (内)1185 FAX 23-4825 E-mail kenkou@city.okaya.lg.jp
諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス	基幹相談支援センターとして、障がい者やその家族、関係者からのさまざまな相談に応じ、必要な支援や情報提供を行います。	電話 54-7713、54-7363 FAX 54-7723 E-mail info@suwa-oasis.jp (諏訪市小和田：諏訪市総合福祉センター内)
諏訪圏域障がい者就業生活支援センター すわーく・らいふ	就職を希望している障がい者、また在職中の障がい者が抱える課題に対して、雇用や福祉の各機関と連携し協力して、就業と生活の一体的な支援を行います。	電話 54-7013 FAX 52-7585 E-mail center@suwork-life.jp (諏訪市大手1-789-1)
諏訪保健福祉事務所 福祉課	障がい児の施設・生活に関する相談、福祉制度の案内、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所の指定等に関する相談、情報提供を行います。	電話 57-2911 FAX 57-2963 E-mail suwaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp (諏訪市上川：諏訪地域振興局内)
諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課	精神障がいや難病等についての相談を行います。	電話 57-2927 FAX 57-2953 E-mail suwaho-kenko@pref.nagano.lg.jp (諏訪市上川：諏訪地域振興局内)
諏訪児童相談所(知的障害者更生相談所)	児童の言葉の発達や発育の遅れなどの相談や療育手帳の判定等を行います。	電話 52-0056 FAX 52-0057 E-mail suwajido@pref.nagano.lg.jp (諏訪市大字湖南3248-3)

## 市内の障がい福祉サービス事業者等

障害者総合支援法及び児童福祉法の支給決定を受けている方が、契約して利用することが可能な指定障がい福祉サービス事業者等のうち、市内に事業所がある事業者等です。

なお、市外にある事業者等でも、岡谷市内を通常の営業区域にしていれば原則的には利用が可能です。市外の事業者の利用希望については、社会福祉課までお問い合わせください。また、「WAM-NET（ワムネット）」（独立行政法人 福祉医療機構）の「障がい者福祉」のホームページでも確認することができます。

※障がい福祉サービスの事業者指定等については、県の事務になりますので、詳しくは諏訪保健福祉事務所福祉課（TEL57-2911）にお問い合わせください。

(※サービス別での事業所名称 順不同)

### ●居宅介護事業等

事業所名称 (居宅介護以外の事業)	TEL	住所	身体	知的	精神	児童
岡谷市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	24-2121	長地権現町 4-11-50	○	○	○	○
(重度訪問介護)			○			
(同行援護)			○			○
(行動援護)				○		○
ニチイケアセンターおかや			○	○		
(重度訪問介護)	26-2913	長地権現町 1-7-26	○			
(同行援護)			○			○
ヘルパーステーション 和緑			○	○	○	○
(重度訪問介護)	55-7040	田中町 3-3-3	○			
つくしんぼ			○	○	○	
訪問リファクト	050-3613-1985	中央町 2-3-11 セントラルパレス8号	○	○	○	

### ●短期入所事業

事業所名称	TEL	住所	身体	知的	精神	児童
ショートステイ つばさの家	24-5533	銀座 1-3-10	○	○	○	
エコファおかや	23-8090	郷田 2-1-52	○	○	○	
ショートステイ ラビッツ	78-8089	湊5-9-1みなと スクエア2階	○	○	○	○

**●就労移行支援事業**

事業所名称	TEL	住所	身体	知的	精神	児童
SAKURA 岡谷センター	21-1380	本町 1-5-6 山崎ビル 1F		○	○	

**●就労継続支援A型事業**

事業所名称	TEL	住所	身体	知的	精神	児童
アイ福祉サービス	21-1807	神明町 4-13-22	○	○	○	
パストーレ岡谷事業所	78-3420	本町 2-5-3 三急ビル 1-4F		○	○	
YEW (ユー)	080-9004-2223	中央町 1-9-12	○	○	○	

**●就労継続支援B型事業**

事業所名称	TEL	住所	身体	知的	精神	児童
エコファおかや	23-8090	郷田 2-1-52	○	○	○	
希望の里つばさ	22-5874	神明町 4-11-14		○		
ソレイユ	75-5235	長地小萩 3-1-20			○	
はたらっき	78-4018	天竜町 3-12-3		○	○	
アイ福祉サービス	21-1807	神明町 4-13-22	○	○	○	
ひだまり作業所	24-4633	長地権現町 4-11-50	○	○	○	
ツバキハウス	78-7611	中央町 3-5-5		○	○	
グラン・ジュテ あい工房	75-2690	中央町 1-8-2	○	○	○	

**●生活介護事業**

事業所名称	TEL	住所	身体	知的	精神	児童
エコファおかや	23-8090	郷田 2-1-52	○	○	○	
希望の里つばさ	22-5874	神明町 4-11-14		○		
ツバキハウス	78-7611	中央町 3-5-5		○	○	

### ●共同生活援助

事業所名称	TEL	住所	身体	知的	精神	児童
グループホーム・ケアホーム つばさの家	24-5533	銀座 1-3-10		○		
グループホーム・ケアホーム つばさの家小井川	24-5522	赤羽 3-12-8		○		
虹の家グループホーム	26-7533	長地小萩 1-10-18			○	
虹の家 ケアホームなないろ	27-3898	長地出早 2-15-38			○	
ポムの家	27-1727	長地権現町 4-2-47	○	○	○	
グループホーム ゼノン	78-8089	湊5-9-1みなと スクエア	○	○	○	
ソーシャルインクルーホーム岡谷若宮	0120- 139-196	若宮 1-3-28	○	○	○	
フォレスト岡谷	55-4409	中央町 3-1-16	○	○	○	

### ●基準該当（生活介護）

事業所名称	TEL	住所	身体	知的	精神	児童
和が家日和	75-2708	山下町 1-1-22	○	○	○	

### ●相談支援事業

事業所名称	TEL	住所	指定 特定 ※1	特定 一般 ※2	障がい児 ※3
エコファ相談支援事業所	23-8090	郷田 2-1-52	○	○	○
つばさ相談支援センター	22-5874	神明町 4-11-14	○	○	○
岡谷市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	24-2127	長地権現町 4-11-50	○	—	○
相談支援事業所 ロンド岡谷	78-8089	湊 5-9-1	○	—	○
相談支援事業所 和縁	55-7040	湊 2-11-14-4	○	—	○
相談ステーション アポロ	78-7642	天竜町 2-1-2	○	—	○

※1 障がい福祉サービスを利用するための計画づくり等を行います。

※2 地域移行支援・地域定着支援などの地域相談支援を行います。

※3 障がい児通所施設のサービス利用のための計画づくり等を行います。

**○地域活動支援センター事業（岡谷市障害者地域生活支援事業）**

事業所名称	TEL	住所
身体障害者デイサービス事業 和楽	22-4057	2916-4 (岡谷和楽荘)
ひだまりの家	24-4633	長地権現町 4-11-50

※岡谷市障害者地域生活支援事業の実施事業所として、この他に「移動支援」、「日中一時支援」、「訪問入浴」等の事業所があります。

**○放課後等デイサービス**

事業所名称	TEL	住所
ロンド岡谷	78-8089	湊 5-9-1 みなとスクエア
わくわくステーション	78-7642	天竜町 2-1-2
ムーンショットステーション	78-3959	中央町 1-8-41 あかはねビル 1F
めぶき	75-0226	長地権現町 2-1-68
アプリコ岡谷	070-8348-6884	赤羽 1-4-16

**○保育所等訪問支援**

事業所名称	TEL	住所
わくわくステーション	78-7642	天竜町 2-1-2



## ヘルプマーク・ヘルプカードについて



### ●ヘルプマークとは

平成24年に東京都が作成し、全国的な統一マークとして平成30年7月から長野県でも導入されました。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、また妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが、外見からはわからない方がいます。

そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、ヘルプマークを作成し普及に取り組んでいます。

ストラップ式のためカバン等につけて使用できます。



マークはカバンにつけられるストラップ式で、シールが貼れるようになっており、シールの部分に「周りの人に配慮して欲しいこと」や「緊急時の対応」などが記入できるようになっています。

カードは両面となっていて、表面には住所、氏名、電話番号のほか、必要な手助けを記入。裏面には、障がいや病気の種類、かかりつけの医療機関、服用薬、協力者の連絡先が記入出来るようになっています。

マークは社会福祉課の窓口で配付しておりますので、ご活用ください。

カードは社会福祉課及びオアシスの窓口にあるほか、ホームページからもダウンロードいただけます。

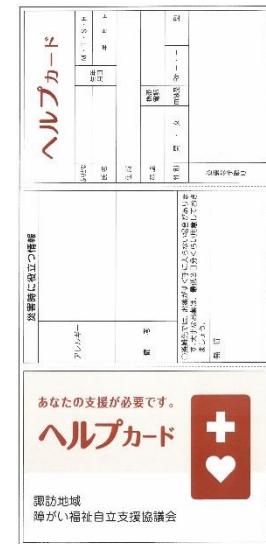
●対象者・・・障がいのある方など、周囲から助けが必要なときに利用したい方（障害者手帳の有無は問いません）。詳しくは、社会福祉課へお問合せをお願いします。

### ●ヘルプカードとは

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会が作成し、平成30年6月から配付を開始しました。

障がいのある方や持病のある方等の中には、配慮や援助を必要としていることが、外見からはわからない方がいます。

そうした方々が援助を得やすくなるよう、意思表示の形としてカードを携帯することで、周囲の方に配慮を知らせやすくするものです。



折りたたみ式のカードです。

岡谷市障害者地域活動支援センター事業

# 身体障がい者デイサービス 和楽

## ◆ ごあいさつ

身体障がい者デイサービス和楽は、岡谷市の障がい者地域活動支援センター事業として、

**概ね65歳未満の身体に障がいのある方を対象**に、次の内容を目的とした活動をしています。

- 身体障がい者の自立支援、生活の改善、社会参加の促進
- 身体機能の維持・向上

参加を希望される方や興味をお持ちの方は、お気軽にお問い合わせ下さい！

## ◆ ご利用料金

ご利用に際しては、岡谷市から  
給付費が支給されます！

1回のご利用につき皆様にご負担頂く料金は、原則として次のとおりです。

食事代(1食 450 円)等の実費のみ 又は 実費と本人負担金

※市民税の課税状況によります



## ◆ サービス内容

### 送迎



ご自宅から「和楽」までの送迎をいたします。

### 食事



みんなで食べる食事は、おいしく楽しいものです♪

### 入浴



皆様のご希望及び心身等の状況に応じて、機械浴槽を使用しての入浴もできます。

### 創作的活動



絵画、タブレット PC 等、皆様の希望を実現いたします。

### リハビリ



皆様の状態と必要に応じ、無理のない運動を行います。  
専門知識を持った職員が支援いたします。

### 必要な介助



入浴、食事、排泄等の介護の他、活動を行う時に必要な  
介助を皆様のご希望及び心身等の状況に応じて行います。

### レクリエーション



集団体操等のレクリエーションを実施します。  
そのほか、さまざまな行事も実施しています。

### 健康チェック



来所時に健康チェック(体温、血圧、脈拍)を行います。

## ◆ 和楽の一日

開設日: 平日(火曜・木曜に開設)



時間	内容
8:45~	ご自宅へのお迎え (玄関までお迎えに参ります)
9:30~	和楽到着(お茶をご用意します) 健康チェック(体温、血圧、脈拍測定)
10:00~	入浴(ゆっくりと) リハビリ、レクリエーション
12:00~	昼食・食後休憩 (ベッドで横になることもできます)
13:30~	リハビリ、レクリエーション さまざまな行事
15:30~	ご自宅へお送り致します

## ◆ ご利用対象



○身体障がい者手帳をお持ちの方が対象です。

## ◆ お問い合わせ・お申込み



○岡谷市役所 社会福祉課(平日 8:30~17:15)

TEL 0266-23-4811(内線 1256)

○岡谷市2916-4 養護老人ホーム岡谷和楽荘内  
身体障がい者デイサービス事業「和楽」

TEL 0266-22-4057(担当 西村)